

「社会福祉法人の認可について」の一部改正について

1. 改正の趣旨

社会福祉法人は、公益性の高い法人であり、社会的な責任が大きいことを鑑みれば、国民に対して経営状態を積極的に公表し透明性を確保することにより、国民から法人に対する理解を得る努力を行うことは法人の責務である。

また、社会福祉法人の経営情報は、福祉サービスの利用を希望する者にとって、サービスを選択する上で重要な判断要素となる。

このため、社会福祉法人の経営情報の公表について、以下のとおり対応するため、「社会福祉法人の認可について（平成12年12月1日厚生省大臣官房障害保健福祉部、社会・援護局、老人保健福祉局、児童家庭局長連名通知）」を改正するもの。

2. 改正の内容

- (1) 社会福祉法人が、社会福祉法第59条に基づき所轄庁に提出する現況報告書及び添付書類としての貸借対照表・収支計算書について、標準的な様式を示し、所轄庁への提出を電子データによる方法へ変更すること。
- (2) 社会福祉法人に対し、現況報告書及び添付書類である貸借対照表・収支計算書をインターネット上で公表しなければならないこと。
- (3) 所轄庁に対し、所管する社会福祉法人のうち、ホームページが存在しないことにより公表が困難な法人等が存在する場合の取扱いについて、所轄庁のホームページにおいて公表すること。

3. 施行日

平成26年4月1日